

市議会における政策提案とその対策等					
〔一般質問〕					
担当課	環境政策課	議員名	山口 恭寿 議員	提案月	H25.12
<p>〔提案事項〕</p> <p>市街地の空き地について、雑草の繁茂などの苦情が市民から寄せられている。状況がひどくなれば、不法投棄（空き缶など）や病虫害（蚊・ハエなど）の発生が危惧されるような状況になるので、空き地についても空き家条例のように条例を整備し、市が所有者に代わって草刈りやゴミの回収等を行うことができるような執行権をもった対応ができるようにすべきではないか。</p>					
<p>〔現況等〕</p> <p>(1) 苦情等の有無 年間 10～20 件程度の相談や苦情が寄せられている。</p> <p>(2) 苦情等の内容 中心部の住宅地を中心に、雑草の繁茂による景観上の問題や病虫害の発生を心配する内容となっている。</p> <p>(3) これまでの対応 苦情等があれば直ちに担当職員が現場を確認し、市環境保全条例に基づき、適切な管理を依頼する文書を土地の所有者に対して送付している。</p> <p>(4) 解決の有無 依頼文書の送付により、多くの空き地で草刈り等が実施されている。しかし、時期が来れば再び繁茂することになり、同様の苦情が寄せられる場合がある。</p>					
<p>〔政策提案を受けての対策〕</p> <p>先進自治体の状況等を調査・研究し、課題等を整理したうえで、空き地対策に特化した条例整備の必要性を判断する。</p>					
<p>〔対応状況・令和 5 年 3 月末現在 完了〕</p> <p>環境保全条例第 13 条及び伊万里市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例第 15 条に基づいた所有者等への直接的な指導等による問題の改善や解決に繋げていくこととし、空き地に特化した条例の制定は行わないと判断した。</p> <p>また、空き地の適正な管理については、管理者等への指導をはじめ、市広報等における啓発を引き続き続けていく。</p>					